

農林水産省
経済産業省令第一号
環境省

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第十一条第二項及び第三項
第一号の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

経済産業大臣 宮沢 洋一

環境大臣 望月 義夫

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令の
一部を改正する省令

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令（平成
十三年^{農林水産省}経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。
^{環境省}

第一条中第十四号を第十五号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第五号中「第三条

第一項第三号」を「第三条第一項第四号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「第三条第一項第二号」を「第三条第一項第三号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 当該申請をしようとする者の過去一年間における特定肥飼料等の製造量及び販売量、当該特定肥飼料等の製造を行った事業場の名称及び所在地並びに販売先の氏名又は名称、住所及び連絡先を記載した書類

第三条第一項中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 再生利用事業を行う者の特定肥飼料等の製造及び販売の実績からみて、当該再生利用事業の実施に關し生活環境の保全上支障を及ぼすおそれがないと認められること。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行前にされた食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第十一条第一項の登録又は同法第十二条第一項の登録の更新の申請であつて、この省令の施行の際、登録又は登録の更新をするかどうかの処分がされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。